



中東情勢の影響に伴う燃やすしかないごみ排出の臨時措置について

■ 事業の目的

昨今の中東情勢の報道等の影響を受け、ゴールデンウィーク明けごろから、本市においても燃やすしかないごみ用指定袋（以下「指定袋」という。）の欠品に関する問合せが寄せられるようになった。

指定袋の製造業者によると、既に令和7年度実績分にあたる1年分の在庫数を確保しており、市による市場調査でも一部の地域で欠品しているものの市全体としては問題ない状況にあった。しかし、5月18日を過ぎた頃から、市民の問合せ件数が増加し始めたため、改めて、5月22日に市場調査を行ったところ、調査した店舗の約4割が欠品していることが判明したことから、市民の不安を払拭するため「燃やすしかないごみ」の排出について、急遽、排出方法を緩和した臨時措置をとることとする。

■ 事業の概要

原則は市指定袋を使用することとするが、指定袋が手に入らない場合は以下の内容で排出可能とする。

◆対象 燃やすしかないごみ

◆実施期間

令和8年5月26日（火）から令和8年6月30日（火）（状況によって延長を検討）

◆袋について

○袋の種類

・種類：中身の見える透明袋又は半透明袋

※以下のものは使用不可

・乳白色又は黒色等の色付き袋 ・他自治体の指定袋 ・レジ袋

・紙袋や段ボールなど水分が滲み出る袋・中身の見えない袋 ・米袋

○袋の容量

10Lから45Lサイズ

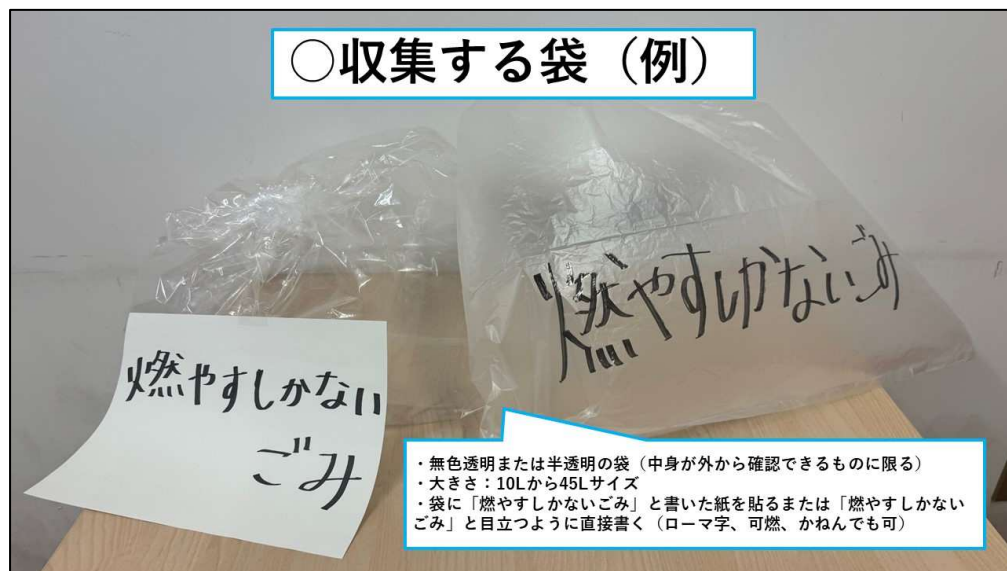
○袋の厚み

制限なし ※但し、持ち上げた際に破れないこと

◆ 排出方法

透明袋又は半透明袋の見える箇所に油性マジックで「燃やすしかないごみ」(「可燃」でも可)と記載又は記載した紙を貼付する。

◀ 排出例 ▶



【本件に対する問合せ先】

カーボンニュートラル推進課 電話: 0568-76-1181(平日 9時~16時)